

<労働に関する相談の窓口>

令和8年3月現在

管轄	名称	電話番号	実施日・実施時間	所在地	最寄駅/備考
市	社会保険労務士による労働相談	0120-110-225 (対面・オンライン予約含む)	<電話> 月～金 9:00～17:00 <対面・オンライン>※予約制 月・水 9:00～12:00 13:00～16:00	<対面相談> 中原区小杉町3-245 中原区役所4階	武蔵小杉駅
県	労働相談 (かながわ労働センター本所)	045-662-6110	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 火曜日は19:30まで	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	石川町駅
		045-633-6110 (代表)	日 9:00～12:00 13:00～17:00		
県	労働相談 (かながわ労働センター川崎支所)	044-833-3141	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 第3木曜日は19:30まで (17:00以降予約制)	高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	武蔵溝ノ口駅
国	川崎南総合労働相談コーナー (川崎南労働基準監督署)	044-381-5279	月～金 8:30～17:15	川崎区宮前町8-2 川崎南労働基準監督署内	川崎駅
	川崎北総合労働相談コーナー (川崎北労働基準監督署)	044-381-9435	月～金 8:30～17:15	高津区溝口1-21-9 川崎北労働基準監督署内	武蔵溝ノ口駅
	横浜駅西口 総合労働相談コーナー	045-317-7830	月～金 11:00～18:00	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階	横浜駅
	労働条件相談ほっとライン	0120-811-610	月～金 17:00～22:00 土・日・祝 9:00～21:00		電話のみ

※実施日はいずれも年末年始を除く。  
※各機関の電話番号等は変更になる場合がありますので、ご利用の際はご注意ください。

もっと詳しく知りたい方はこちらをご覧ください



①これってあり?  
～まんが知って役立つ労働法Q&A～  
【厚生労働省】



②知って役立つ労働法  
【厚生労働省】



③かながわ労働センターの  
労働関係資料  
(労働手帳等)  
【神奈川県】



発行：川崎市経済労働局 労働・人材支援部 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-3653 FAX 044-200-3598

E-MAIL 28roudou@city.kawasaki.jp



これから働き始める人向け

令和8年  
知っているのと役に立つ!

働くためのリーフレット

労働のキホンと相談先  
～困ったら早めに相談を～

最低賃金

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度で、正社員・パート・アルバイトなどの雇用形態に関係なく、基本的にはすべての労働者が対象となります。毎年10月頃に改定されます。

令和7年10月4日から **神奈川県最低賃金(時間額)1,225円**

賃金支払いの5原則

使用者は賃金を以下の条件で支払わなければなりません。

通貨で

直接労働者に

全額を

毎月1回以上

一定期日に

働き方にはいろいろな形態があります。

雇用形態の種類

正社員	雇用期間の定めがなく(無期雇用)、原則フルタイム勤務で働く直接雇用の労働者をいいます。
契約社員	正社員とは異なり、雇用期間に定めのある契約で働くのが契約社員です。契約期間が満了すると労働契約は自動的に終了するため、同じ会社で働き続けるためには、契約の更新が必要です。
派遣社員	派遣会社と契約を結び、派遣先企業で働く形態です。
パート・アルバイト	1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用されている正社員と比べて短い労働者をいいます。自分の都合のよい時間に働けることが特徴です。多くの場合、給与は時給計算されます。